

議案第 58 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 22 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 25 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「第 269 号」を「第 274 号」に改め、同条第 35 号中「75,000 円」を「67,000 円」に改め、同条中第 285 号を第 290 号とし、第 265 号から第 284 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 264 号中「第 257 号」を「第 262 号」に改め、同号を同条第 269 号とし、同条第 263 号ア中「第 259 号ア」を「第 264 号ア」に改め、同号イ中「第 259 号イ」を「第 264 号イ」に改め、同号ウ(7)a 中「第 259 号ウ(7)」を「第 264 号ウ(7)」に改め、同号ウ(イ)a(a)中「第 259 号ウ(イ)a」を「第 264 号ウ(イ)a」に改め、同号ウ(イ)b 中「第 259 号ウ(イ)b」を「第 264 号ウ(イ)b」に改め、同号ウ(イ)c 中「第 259 号ウ(イ)c」を「第 264 号ウ(イ)c」に改め、同号を同条第 268 号とし、同条第 262 号中「第 189 号」を「第 194 号」に、「第 194 号」を「第 199 号」に改め、同号を同条第 267 号とし、同条第 261 号ア(イ)中「第 259 号ア(イ)」を「第 264 号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第 259 号イ(イ)」を「第 264 号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第 259 号ウ(イ)」を「第 264 号ウ(イ)」に改め、同号を同条第 266 号とし、同条第 260 号中「第 189 号」を「第 194 号」に、「第 194 号」を「第 199 号」に、「第 262 号」を「第 267 号」に改め、同号を同条第 265 号

とし、同条第259号ア(イ) a 中「第261号及び第263号」を「第266号及び第268号」に改め、同号ア(イ) b 及び c 中「第263号」を「第268号」に改め、同号を同条第264号とし、同条中第258号を第263号とし、同条第257号中「第192号」を「第197号」に改め、同号を同条第262号とし、同条第256号中「第189号」を「第194号」に、「第194号」を「第199号」に改め、同号を同条第261号とし、同条第255号ア(イ)中「第253号ア(イ)」を「第258号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第253号イ(イ)」を「第258号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第253号ウ(イ)」を「第258号ウ(イ)」に改め、同号を同条第260号とし、同条第254号中「第189号」を「第194号」に、「第194号」を「第199号」に、「第256号」を「第261号」に改め、同号を同条第259号とし、同条第253号ア中「第255号、第259号、第261号及び第263号」を「第260号、第264号、第266号及び第268号」に改め、同号イ中「第255号、第259号及び第261号」を「第260号、第264号及び第266号」に改め、同号を同条第258号とし、同条中第252号を第257号とし、第251号を第256号とし、同条第250号中「第189号」を「第194号」に改め、同号を同条第255号とし、同条第249号中「第251号」を「第256号」に改め、同号ア中「第247号ア(ア)又は(イ)」を「第252号ア(ア)又は(イ)」に改め、同号イ中「第247号イ(ア)から(ケ)まで」を「第252号イ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号ウ中「第247号ウ(ア)又は(イ)」を「第252号ウ(ア)又は(イ)」に改め、同号を同条第254号とし、同条第248号中「第189号」を「第194号」に、「第194号」を「第199号」に、「第250号」を「第255号」に改め、同号を同条第253号とし、同条第247号イ中「第249号」を「第254号」に改め、同号を同条第252号とし、同条中第246号を第251号とし、第206号から第245号までを5号ずつ繰り下げ、同条第205号中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同号を同条第210号とし、同条中第204号を第209号とし、第197号から第203号までを5号ずつ繰り下げ、同条第196号中「第

189号」を「第194号」に、「第194号」を「第199号」に改め、同号を同条第201号とし、同条中第195号を第200号とし、第194号を第199号とし、第193号を第198号とし、同条第192号イ(ア)中「第257号及び第259号」を「第262号及び第264号」に改め、同号を同条第197号とし、同条中第191号を第196号とし、第134号から第190号までを5号ずつ繰り下げ、同条第133号中「第98号から第131号まで」を「第103号から第136号まで」に改め、同号を同条第138号とし、同条第132号中「第98号」を「第103号」に改め、同号を同条第137号とし、同条中第131号を第136号とし、第76号から第130号までを5号ずつ繰り下げ、第75号を第77号とし、同号の次に次の3号を加える。

(78) 土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査 1件につき 120,000円

(79) 土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壤処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査
1件につき 120,000円

(80) 土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壤処理業に係る相続の承認の申請に対する審査 1件につき 120,000円
第2条中第74号を第76号とし、第52号から第73号までを2号ずつ繰り下げ、第51号の次に次の2号を加える。

(52) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 1件につき 147,000円

(53) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 134,000円

第5条中「第2条第283号」を「第2条第288号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定等の申請に係る手数料を新設すること、土壌汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認等の申請に係る手数料を新設すること等のため、この条例を制定するものである。